

# 福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 古手川 正治

## 1 日 時

平成27年9月4日（金） 午後1時32分から  
午後3時31分まで

## 2 場 所

第5委員会室

## 3 出席した委員の氏名

古手川正治、河野成司、井上明夫、田中利明、三浦正臣、平岩純子

## 4 欠席した委員の氏名

玉田輝義、荒金信生

## 5 出席した委員外議員の氏名

な し

## 6 出席した執行部関係の職・氏名

福祉保健部長 草野俊介、生活環境部長 諏訪義治、病院局長 田代英哉  
ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 大分県長期総合計画について及び大分県食育推進食条例（案）について、執行部から報告を受けた。
- (2) 今後の委員会活動について協議した。

## 9 その他必要な事項

な し

## 10 担当書記

議事課委員会班 課長補佐 工藤ひとみ  
政策調査課政策法務班 副主幹 阿孫正明

# 福祉保健生活環境委員会次第

日時：平成27年9月4日（金）13：30～

場所：第5委員会室

## 1 開 会

## 2 福祉保健部関係 13：30～14：00

### (1) 諸般の報告

①大分県長期総合計画について

### (2) その他

## 3 病院局関係 14：00～14：15

### (1) 諸般の報告

①大分県長期総合計画について

### (2) その他

## 4 生活環境部関係 14：15～14：45

### (1) 諸般の報告

①大分県長期総合計画について

②大分県食育推進条例（案）について

### (2) その他

## 5 協議事項 14：45～15：00

### (1) 今後の委員会活動について

### (2) その他

## 6 閉 会

## 会議の概要及び結果

**古手川委員長** ただいまから福祉保健生活環境委員会を開きます。

これより福祉保健部関係に入ります。

本日は都合により、玉田委員、荒金委員が欠席しております。

今月17日から始まる第3回定例会に新長期総合計画が議案として提案される予定です。その検討状況について、執行部より報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

**草野福祉保健部長** きょうは長期総合計画のご説明をいたしたいと思っておりますが、説明に先立ちまして、先日県外調査をしていただきました。大変先駆的な事例をご視察いただいたということですので、今後ともまたご教示をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

では、長期計画の現在の状況でございますが、7月31日の第2回定例会常任委員会において、条例に基づく立案過程の報告と当部が所管する政策・施策の説明をさせていただきました。その際にいただいたご意見等を踏まえ素案を策定いたしまして、先月の8月3日から1カ月間にわたりましてパブリックコメントを実施し、多くの県民に意見をいただいております。9月1日には第3回の策定県民会議を開催し、多くのご意見をいただきました。このように、これまで県民の皆さんからいただいたご意見、それから本日の常任委員会のご意見を反映して最終案の作成作業を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、本日の資料の説明をさせていただきます。

第2回定例会で説明しました資料に一部追加及び変更を行っておりますので、簡潔に説明させていただきます。

それでは資料1をごらんください。

素案の概要を作成しております。

これまで説明してきた基本目標や時代の潮流などに基づき、新長期総合計画のポイントを大きく3つに整理しております。また、各分野ごとの主な新規・拡充施策をピックアップしております。福祉の分野では、子育て、健康寿命、障がい者雇用で日本一の実現を掲げております。さらに地方創生との関係を図示しております。

次に、資料2をごらんください。

これまでの議論を踏まえ作成した素案であります。

前回からの変更点として、項目名のみであった3ページの時代の潮流と163ページの地方創生を文章化しております。また、173ページ以降には計画推進のためという項目を追加し、計画の進捗管理等について新たな行財政改革の視点も含めた内容を盛り込んでいます。

19ページから160ページの基本計画編については政策・施策に修正を加えておりますので、当部に関係する部分について後ほど説明させていただきます。

続きまして、資料3をごらんください。

9月1日に開催した策定県民会議における委員意見要旨、資料4はパブリックコメント

で8月28日までに寄せられた93人、220件の県民意見要旨をまとめたものです。

また、別冊資料の1-1から1-3は、今回あわせて策定している大分県人口ビジョンとまち・ひと・しごと創生総合戦略の素案です。

さきにご説明しましたように、新長期総合計画の政策・施策の中身にに基づき5年間の計画期間で作成しております。

以上が、計画の策定に係る現在の状況と本日の資料の説明であります。

続きまして、福祉保健部所管の施策に関する意見等についてご説明します。

先ほど申し上げましたパブリックコメントでは、安心分野に関する政策への意見が110件に上っております。県民の皆さんの関心度の高さを実感しているところであります。

このうち、福祉保健部に関係する意見は62件と約6割を占めており、例えば1つ目の政策である、一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つ社会づくりの推進についての意見は28件であります。2つ目の政策である健康長寿・生涯現役社会の構築についての意見が24件となっております。施策内容を評価いただく意見のほか、まだまだできていないのではないかという厳しい意見もいただいております。

例えば、子供が急病になっても働きやすい職場をつくってくれとか、待機児童の解消を望む意見、また認知症予防、自立困難な障がい者のための施策の充実についての意見などをいただきました。これらを実現するための施策については記載しており、素案の変更は要しなかったわけではありますが、真に実効性のある施策とするために、事業の執行段階において、県民の皆さんの声をしっかりと意識して取り組みたいと思っております。

次に、意見等を踏まえて変更した点について説明します。

資料2の素案の34ページをお開きください。

安心2の(1)の主な取り組みの②対象を明確にした生活習慣病対策の推進についてです。

生活習慣病対策については、年代や職域などにより重点的に改善すべき課題に取り組むことが効果的です。そこで、1つ目のポツ、2つ目のポツの内容を一部修正し、保険者が取り組むデータヘルスの活用や、年代等に応じた生活習慣の改善の働きかけなどについて具体的に記載したところです。主な修正点は以上です。

これからも引き続きまして、子育て満足度日本一の実現に向けて、また新たに健康寿命日本一の実現、障がい者雇用率日本一の実現に向けて、他部局とも連携して取り組み、誰もが健やかで心豊かに安心して暮らすことができる大分県の実現を図ってまいります。

説明は以上でございます。

**古手川委員長** 以上で説明は終わりました。新長期総合計画の素案等につきまして質疑・ご意見等がございましたらお願いします。

**井上委員** 57ページの食の安全・安心の確保で、58ページに食中毒発生件数、目標指標というのがありますが、26年度が基準値で11件ですね。5年後に10件以下、10年後が9件以下と書いてあるんですけど、目標値としては何か消極的過ぎるような感じがするんですけど。もうちょっとゼロに近づけるみたいな、同じ目標ならそのほうがいいんじゃないかという気がするんですけど。

**草野福祉保健部長** 食中毒は当部所管の保健所で取り扱っているところですが、食中毒に関しましては、申し訳ありませんけど生活環境部が所管しておりますので、後ほどまたお

尋ねいただければと思います。よろしく願いいたします。

**井上委員** 生活環境部ですね、そのときに質問します。

**三浦委員** 長期総合計画の説明等はこれまで改選後からあったと思います。一般質問でも多くの議員がこれまでに精神障がい者の夜間・休日対応について、また県立の精神科の設置というのが法律で義務づけられている中で、この長計にはどこにどういった今後の展開を示されているのか、ちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

**高橋障害福祉課長** 資料35ページの現状と課題のところの4番目のポツになります。在宅の精神障がい者が夜間・休日に急変した場合、対応できる医療機関が少ないことから24時間の救急医療体制の充実が求められていますという現状の課題に対しまして、主な取り組みのところでいきますと、36ページの②救急医療等医療体制の充実・強化の2つ目のポツになりますけれども、夜間・休日に対応可能な県立精神科の設置等による救急医療体制の充実ということで、こういった記述でございます。

**三浦委員** 記述とすればわかります。そうすると、この長計は10年ということですので、県立の精神科を約10年のスパンで設置に向けてというような捉え方でいいのでしょうか。

**草野福祉保健部長** 委員おっしゃったように、長い間のご家族の思いと法で精神科を県が設置するのが義務づけられているのに大分県は今までなかったということについては、広瀬知事も強く認識しております。

そういう中で、関係機関もかなり多いので簡単な話ではないんですが、スピード感を持って取り組もうという意向で今回これを書かせていただきましたので、できるだけ早くということを取りかかりたいと思っております。

**三浦委員** 私もこの問題を一般質問でも取り上げさせていただきましたし、県の精神保健福祉会の藤波会長等にもお会いをさせていただいておりますし、家族会の方々の思いを今部長が述べられたように10年というスパンでなく、やっぱりできるだけ早く、ぜひ設置に向けて、強く要望をさせていただきたいなというふうに思います。

以上です。

**草野福祉保健部長** おっしゃるとおりでありますので、これまでできなかったというのはそれなりの課題もあったわけですが、できるだけそういう困難な課題に立ち向かっていきたいというふうに考えておりますので、逆にご支援をよろしく願いいたしたいと思いません。

**田中委員** これまで県計画の説明会には議長公務のために出られなかったんですけど、特に関心が高いのは健康寿命のことですね。これについては、最近の新聞報道でも国民の医療費が40兆円を超えたということで、10年前は30兆円、うなぎ登りに。医療費の削減ということから考えたときに、この前県立看護科学大学でも話したんですが、やっぱり予防医学というものをやってもらわなきゃいかんと。ただ病名診断つけて薬を投与して切ったり張ったりしないという、もう今の西洋医学の限界というのがあるわけですよ。当然いろんな健康法というのがあるって、その意味でソルト3グラム減らすとか、今盛んに言っているけれど、実は僕が市議会議員の時代にソルト10運動というのがあったんですよ。1日10グラム以内の食塩をとれと。それをやってもまだなお、こういう高血圧、糖尿病を含めてこれを解決していない。じゃあ、3グラム減らして本当に健康になれるのかなんて何の保証もない。知事はよく言いますからよく私も耳にするんですけど。東洋医学の方

々塩は必要なんだと、ただ工場で製塩されるNaClはいわゆるナトリウムだけをとってしまふからだめなんだと。本当は岩塩とか、いわゆる微量元素の入ったものは人間の身体にとって悪い働きをしないんだと。昔の人は塩をなめながら土方仕事とかをして、今は室内でいろいろ塩をとり過ぎたらいかんという話なんだけど、塩をとらなきゃ小便は出ないというのが医学の常識ですよ。だから、その意味で、ただ3グラムだけ減らせというだけで果たしてどれだけの効果があるのかというところを非常に疑問を持っています。だから、ソルト10運動をもう20年前、30年前からやっとならなくても効果はないです、はっきり言って。効果はないということはないんだらうけれど、そこで目立つものがない。

だから、むしろ何か40兆円超えた医療費をどう削減するかということの数値目標なり、あるいはまた予防医学をどう取り入れながらとか、医療費を削減すると同時に健康であることは医療費が減ることですから、こういうことでも裏付けをしていかないと何か弱いんじゃないかなという感じがするんですよ。

だから、もうひとひねりして、例えば私たち議員の間では、西洋医学と東洋医療、これを抱き合わせた統合医療というのが今時代の主流になりよるんですよ。予防医学といわば対症医学、これを組み合わせない限りは西洋医学一辺倒だったり、医療費がかさんでいくだけで何の病気の解決にならないと。今、鹿児島のある町では、市挙げて健康のまちづくりをやっています。医療費を減らしましょう、そのためにはどうあるべか、これは個人の努力と同時に、地域の努力、市の努力、行政の努力を含めてやらなきゃならんということでこういう姿になって行ったと思うんですよ。それをやっぱりやるべきではないのかなと思うんですが、そういう意見はなかったですかね。

**藤内健康対策課長** まず、減塩の効果について申し上げます。委員ご指摘のように、かつてはソルト10、つまり1日10グラム以内にしようというのを目標に取り組んでおまして、それで残念ながら、まだ大分県民の1日当たりの塩分摂取、男性が11.6、女性が10.5ということで、ずうっとこのソルト10、10グラムを目指したけれども、なかなか達成できずに来ています。ただ、それでも確実に減ってきていることは確かであります。ただ、まだまだこの塩分摂取では高血圧を本当に減らすということが実現できていないことから、さらに国のほうでも目標が厳しくて、男性8グラム、女性7グラムにしたところですよ。

ただ、今の委員ご指摘のように、本当に塩分を減らすだけで高血圧なり、あるいは高血圧から発生する心臓病とか脳卒中とか減らせて、医療費を減らせるのかという懸念については、これはもういろんな大規模な疫学研究が国内外でも実施され、本当に塩分3グラム減らせれば、例えば血圧にしてもこれくらい下がります。血圧がこれくらい下がれば、脳卒中や心臓病がこれくらい減りますという、いわゆるエビデンスと言うのか、そういう根拠が出ておりますので、我々はそれに基づいて取り組みたいと考えています。

ただ、委員ご指摘の統合医療と予防医学の組み合わせ、例えば、病に至る前のそういう未病といったような考え方から、日々の暮らしを見直していこうといったような生活習慣の改善をこういう今までの伝統的な考え方に基づいてやろうといったようなものも出て来ておりますので、そういったことは我々も非常に尊重しながら、地域住民が受け入れやすい形のそういう生活習慣の改善を提案していくことも必要だと思っております。

そして、とても大事なご指摘、個人の努力だけではどうしても生活習慣の改善は限界な

ので、その地域の努力というふうにおっしゃっていただきましたが、今回健康寿命の延伸に当たっては、こういう見える化と、インセンティブの付与と、もう1つは、本当にこういう健康的な生活習慣ができるような社会環境の整備というのを3つ目の柱に掲げておりますので、まさに委員おっしゃられた地域の取り組みで、いわゆる健康な地域づくり、その社会環境を変えていくということを県内の市町村や関係団体と一緒に進めていきたいというふうに考えております。

**田中委員** 説明というか、言い訳は上手でよくわかりますが、やっぱり健康の度合いを高めていくという数値目標もあるだろうし、具体的には医療費が減りましたよと、それがやっぱり大事であって、そこを数値目標にしないと。ただ健康を推進しましたよだけの話では、これは県の行政としては少し数値目標の捉え方がちょっと違うんじゃないかという感じがします。もっと生々しい数字のところを突き詰めていきながら目標をつくっていくと、これは大事じゃないかと思うんですけども、ひとつ議論の余地としてありますので、きょうはどうだこうだということにもなりませんので、1回持ち帰って検討してもらいたいなと思っておりますが、部長、何かあれば。

**草野福祉保健部長** おっしゃるとおりであります。例えば今回、第6期の介護保険料が大分県は全国で伸び率が最低だったんですね。4.6%ということで、国が10.9%でした。これは今までご案内のように地域包括ケアを頑張ってきた成果なんですけど、これでもし全国平均並みの10.9%で大分県が3年間いったらどうなるかなという試算をしますと、3年間で介護の給付費でやはり約200億円ぐらいが削減できるのかなと。県予算ベースでは20億円から25億円ぐらい削減できるというふうに推計しています。もちろん、削減だけが目標ではありませんが、そういう効果もあります。

今回、(聴取不能)表示ではありません。ちょっと試算もしました。実は今回の長計の中で健康寿命を4年間延ばそうということをやっているんですが、平均寿命も1年ぐらい延びるだろうということで、3年健康寿命が延びて、病院に余りかからなくて、介護保険にも余りかからなくていいとなったら、これは試算です、目標ではありません。捕らぬタヌキの何とやらではありますが、1年間で医療費で約50億円、介護費で85億円ぐらいは削減できるのかなと、そうなった暁にはですね。

そういうことも目指すというか、当然ながら頭に入れながら、いろんなのをやっぱり市町村でも競争してもらい、いろんな数値を見せながら、見える化し、また、インセンティブも付与しながら、病院にかからなかったら少し何かあげるとか、健康体操をしたら少しインセンティブを上げるとか、そういうこともしながら頑張っていきたいと思えます。

医療費の目標というのは、やはり国が制度を構成しているのでなかなか難しい面があるんですが、県としてはできるだけそういうことも頭に置きながら頑張っていきたいと思えますので、これもまたご支援をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

**田中委員** 一言、学力テストですら順位をつけて評価される。それがいいとか悪いとかいう話は別にして、それくらい成果を、数字というのはやっぱり皆さんにとっては大事な指標でありますのでね。だから、地域地域によって医療費の問題がありますから、18市町村ありますから、その中でも優秀な地域づくり、健康づくりをやっておるところは表彰してあげるとか、何か、あるいはまた特別な県の支援金をやるとか、何かそういうことをやっぱり1つの励みにしながらやっていくべきだと思います。

そういう意味では、これはもう各地域の協力なくして、これはないわけでありますから、そういう面では、各地域に健康都市づくりと、これを根づかせるような形で県内施策を展開してもらえばいいかなと、こう思っておりますので、ひとつしっかりとやっていただきたいと思っています。

以上です。

**草野福祉保健部長** 肝に銘じてやりますので、よろしくご支援をお願いいたします。

**河野副委員長** これは福祉保健生活環境委員会だけの話とはちょっと違うような気がしているんですが、特に63ページのつながりを実感する地域社会の実現、その次のネットワーク・コミュニティの構築について言うと、いわゆるネットワーク・コミュニティを構築しなければいけない現状の問題として、行政による福祉サービスをどこまで広げられるか、どこまで水準を維持できるかということが非常に大きな問題として現状あるのではないかと。それが行き届かなくなったところからコミュニティが崩壊して行って、最終的に高齢者の方に集まっていたかなきゃいけないだとか、そういったことが生じるんじゃないかと思っているものですから。この辺の問題というのは、すごく地域創生にも絡み、全庁的に非常に政策が入り組んでおり、それを全部受ける場所というのは現実には1カ所、結局、地元の中山間地であったり、集落でそういったいろんな施策を受けるわけなんですけれども、本当にその意味で、受ける側からのフィードバックという形をぜひ、要するに担い手がなくなった、民生、児童委員さんのなり手もないというような、そういった地域の中であって、具体的にどうこういった施策を展開していくのかという部分については、やっぱりいろんな施策を受ける側の人たちの視点に立ってもう一度フィードバックした形で検討をお願いしたいなというふうに思っております。そういった仕組みとといいますか、そういった部分というのは、例えば市町村からの意見を聞くというだけではなくて、例えば何か所かピックアップして、中山間地なら中山間地、海辺の半島部なら半島部、そういったところで具体的話の中でぜひフィードバックする仕組みを取り入れていただきたいなというふうに思うんですが、その辺いかがでしょうか。

**草野福祉保健部長** 委員がおっしゃったように、今後の地域をどうするかというのは、例えば、県によっては、もう本当にコンパクトシティにかじを切るところもあるわけですね。大分県は、やはり地域のほうで今頑張っている方にはそれぞれの地域で生活していただくということで、今回ネットワーク・コミュニティというのをうたって、これを推進していこうと。1つの地域だけで難しければ2つ、3つの地域も束にしてサービスの提供をしようということでありますので、県で基本的には企画振興部を中心にプロジェクトチームをつくって、今から地域に入っていったり、意見をいただいたりということをやろうと思っておりますが、福祉保健部としても当然ながらインフラの一番大きい部分を担っていると思いますので、これについてもしっかりとやっていきたいと思っております。

**古手川委員長** ほかの委員の方からご意見がないようですけれども、最後に私のほうから。

丁寧にご説明をいただきましてありがとうございます。本年度予算でも地方創生という中で、いろんな取り組み、幅広く取り組んでいただいておりますし、福祉保健部もやっぱり守備範囲が非常に広うございますし、どうしても細かくやらなければいけない、なり過ぎるようなところもあると思います。どうしても数値で、数値でという形になっておりますので、小さくなることなく、やはりより中長期といいますか、10年の中で短期



でやらなきゃいけないこと、急がなきゃいけないこと、そして大きなビジョンの中で中長期で組み立てていくようなこと、そういうことをもう1度びしっと整理をしていただいでですね、スピーディーに。

先ほど部長からお話がありました、先般視察に行ってきました。大きな変化は、新設の中学校に新たに障がい者の方の給食関係の仕事を生むと。それは単体の部門だけでなく大きく変化する中で教育行政の中に上手に組み込むという、縦だけでなく横も使いながらですね、そういう機会でないと大きな変化というのはやっぱりなかなか生めないのかなという印象を持っています。それこそ、やっぱり中長期計画、そういう中で各部門で地域に合わせた形で、ぜひ皆様方にそういう新しいアイデアを出していただきながら、10年後によりすばらしい、そして、もう今は本当に地域間競争の時代でございますので、一歩でも前に大分県が進めるように、それがやはり県民の安心・安全の生活、知事が掲げておりますが、そういうことになっていくと思いますので。最前線の皆様方の肩にかかっておりますので、我々もともに議員としていろんな形で考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、これをもちまして、きょうの福祉保健部の審議を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

〔福祉保健部退室・病院局入室〕

**古手川委員長** これより病院局関係に入ります。

本日は都合により玉田委員、荒金委員が欠席しております。

それでは、執行部より報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

**羽田野病院局次長兼県立病院事務局長** それでは、病院局関係の新長期総合計画についてご説明いたします。

資料2大分県新長期総合計画（素案）の35ページをお開きください。

（2）安心で質の高い医療サービスの充実です。

まず、現状と課題ですが、この項目の1番下のポツにありますように、県立病院は周産期やがん医療などの高度・専門医療や感染症対策などの政策医療の充実を図ってきましたが、引き続き県民医療の基幹病院として機能の充実が求められているところです。

また、本年度から実施する大規模改修工事への円滑な対応や、さらなる経営基盤の強化が必要と考えています。

次に、これからの基本方向ですが、1番下のポツにありますように、今後の医療制度改革に対応して急性期機能の強化を図るとともに、本年3月に策定した27年度から30年度までの中期事業計画をもとに、医療機能の充実や経営基盤の強化に努めていきます。

次に、36ページをごらんください。

主な取り組みですが、1番下に記載しております⑤県立病院のさらなる機能強化として4つの項目を掲げております。

1つ目の高度・専門医療や政策医療などの医療機能の充実については、周産期医療などの高度・専門医療を初め、民間医療機関では提供が困難な感染症対策などの政策医療を提供していくために、医療機能の充実を努めていきます。

2つ目の急性期病院の役割を果たし地域の医療機関との連携を強化については、救命救急センターや総合周産期母子医療センターなどの高度急性期機能を發揮して、複雑な病態を持った急性期の患者に対し高度な医療を提供しながら、地域の医療機関との連携を強化していきます。

3つ目の計画的な人材確保と育成については、病院経営を考えながら、質の高い医療や患者サービスを支える医師や看護師等の医療スタッフの確保と育成に努めていきます。

4つ目の大規模改修による安心・安全な医療の提供と経営基盤の強化については、老朽化が進んでいる給排水や空調などの改修や、外来化学療法室の充実などにより病院機能を維持しながら、収益の確保を図り安定した経営基盤を確立します。

以上で説明を終わります。

**古手川委員長** ありがとうございます。

では、よろしいでしょうか。委員の皆様、ご質問ございましたらお願いします。

三浦委員、先ほどの件は。

**三浦委員** いいです。

**河野副委員長** 特に高度医療、先進医療の提供基幹病院としての役割ということが非常に今大きいわけなんですけど、ご案内のとおり、周産期のほうで先天性の疾患を持つ赤ちゃんも非常に多くなっているけれども、実際の心臓手術等になると福岡のこども病院等に搬送される例が非常に多いというふうに伺っているわけなんですけど、そういった子供・子育ての満足度を高める上で、県病の子供さんが持つ、難病とまで言えるのかどうかわかりませんが、そういった先天性疾患を持って生まれてくる子供さん、どうしても出産年齢が高まることによってふえてきているという部分があるというふうに伺っておりますので、その辺の乳幼児に対する高度医療の提供体制というのを今後どうされるというような見通しとかがあれば教えていただきたいんですが。

**井上県立病院長** お答えします。

まず、先天性疾患で1番大きな問題になるのは心臓病なんですけど、ご指摘のとおり、子供の心臓病の発見年齢が非常に低年齢化しております。昔は学校健診で見つかるという時代が数十年前ございました。今現在は、生まれて1カ月以内で大体80%から90%近く心臓病が発見されています。そうしますと、その時期から対応していかなければならないんですが、非常に赤ん坊の心臓病の場合は、最初の1週間ぐらいが生命にかかわる時期、そして次は2カ月ぐらい、そしてその後はかなりゆっくりになりまして、学童期ちょっと手前ぐらいまではもう安定していくという、その2つの時期を乗り越えるための手術時期を逸しないような形で連携していくというか、適切な手術をするということになります。そうなりますと、これは30年ぐらい前から子供の心臓手術というのは、かなり低年齢まで、生まれた赤ん坊ができるようになってまいりましたが、その安定した手術成績を上げられる施設というのは、日本でも5本から6本ぐらいの指に入るところしかございません。これを新たに同じような成績を上げるような病院をつくるということは、もう事実上不可能でございます。大体1千万人ぐらいの人口規模に1つから2つぐらいの子供の高度な心臓病に対する手術ができるところをつくるのが妥当でございます。したがって、九州地区では大体2カ所ぐらいは必要ということで、現在、北九州と福岡でございます。それぞれの県に比較的単純な心臓病の手術をする心臓外科は、それぞれ対応がござい

が、複雑な心臓病に関しては成績が全く及びません。したがって、もう大分県に限らず、沖縄でも鹿児島でも複雑な心臓病に関しては福岡、北九州に運ぶと。そこで安定した治療成績を得ているところで安全にやるというのが原則かと思います。

その手術が終われば、その後の管理に関しては、各県、各地区でやっていくということで。大分県でも子供の心臓病を診れる小児科医は、たしか4人しかおりません。小児科医は非常に多いんですが、心臓の手術が終わる前の赤ん坊の管理ができる小児科医というのは、大分県内では4人ぐらいしかおりません。その4人が上手に分担を決めて赤ん坊を診ていると。心臓病の子供を診ているというのが実情だと思います。

それから、ほかの泌尿器科とか整形外科とか、ある程度の部分はそれぞれの地域でできるんですが、やっぱり極めて難しい部分に関しては患者さんの集積をしないと一定以上の高度な成績が出ませんので、やはり大きな九州ブロックでどこというような形で、センターをつくっていくという形のほうがよろしいのではないかと思います。大体そういう構想でいっていますけれども、まだ心臓病ほどは整備されていないというのが現状ではないかと思っています。

あと、消化管ですね。胃とか大腸とか、そういったことに関しては小児外科が対応できますので、私どもの病院でもきちんとした高度な小児外科の専門医がおります。先天性の疾患に対しても対応できるものとできないもの、大きなブロックで対応するものというような形。そして、できるだけ地域に帰れるように連携を図っていくというのが1番効果的だと思います。

以上です。

**河野副委員長** 特に乳幼児のそういった長期にわたるような治療について言うと、家計に対しての負担、家族に対する負担が非常に大きいものですから、できるだけ地元地域の中で、そういった医療の提供体制を望む声というのは非常に強いものがあるので、先ほどおっしゃられた治験、そういった治療成績の上がりゃるところというのは当然そこに専門家が集まってくるという流れがあると思うんですけども、ぜひそういった専門家を育てていくということも視点の中に入れていただいて、少しでも県内において、ある程度の疾患に対する対応力といいますか、そういった部分というのは高めていただくということを、やはり基幹病院としての県病に期待される場所も非常に大きいと思っておりますので、ぜひその辺は要望としてお願いしたいと思っております。

**井上県立病院長** ご指摘の部分に関しては、常に診療現場でも考えております。できるだけ県外に行かなくて済むように、負担が少ないようにということは、1人1人の医者が肝に銘じながらやっています。全てをどこかにお任せするというようなことは決してしておりませんので、少しずつでも大分県内でやれることがふえるように努力をしていくつもりで皆さん頑張っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

**田中委員** 私は県議会議員になって17年目なんですけど、以前は県立病院の赤字経営の解消をどうやっていくかということで、最近は黒字化して病院経営も落ちついてきたかなという感じがあるんですけども。病気を治すところは民間もたくさんあるわけで、じゃあ公立病院の果たす役割は何かというふうな形の中で、民間の病院が少ないところとか、あるいは非常にレベルの高い医療を持っていると、民間が治しきれないものを県病が公立病院としてやるということになれば、どんどん質のいい医療を提供することが公立病院の

役割かなと思うんですけど。それと同時に、今までの西洋医学では、先ほど福祉保健部のいわゆる長寿命化とか健康寿命という話の中で、医療費が40兆円も超えるような時代になってきていると。今までの病人さんいらっしゃいという病院じゃなくて、これからいかに病人をつくらないか、健康な人をつくっていくという、1つの社会的な役割が病院の中にないと、ただ経営のために病人来い来いというような形で病気に（聴取不能）して、薬を投入し、手術をし、やっていくという、これだけで果たして公立の病院の役割は務まるのかという、ある種の公立病院のあり方を長期的にも考えていく必要があるだろうし、県立看護科学大の、そういうやっぱり病気を防いでいく未病というものをどうこれから社会の中に（聴取不能）していくかという、そういう役割を県立病院はある面では求めないといけないかなと思っているんですけど、院長はどんなふうな考え方を持っていますか。

**井上県立病院長** ご指摘のとおりだと思います。保健行政に関して、いろんな形で参加して、疾病予防という観点に基幹病院が加わっていくというのは非常に大切な視点だと思います。

いろんなところで、そういう動きは少しあると思います。例えば、母子保健に関しては、かなり積極的に母親というか、母体に対してとか、いろんな形で健康な赤ちゃん、健康な出産とか、そういうことに参加していていると思います。

いろんな意味で、そういうところまで手を出していけるような、意識を持っていく流れができるだけふえるように考えていければなと思っておりますけれども、まだまだ不十分だなと、もうご指摘のとおりだなと。将来、そういうところに一生懸命力が入ると、もっといい社会になるだろうというふうなご指摘だと思うんですけども、おっしゃるとおりだなと思います。肝に銘じて考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

**田中委員** 薬屋が儲かり過ぎるような時代ではだめですね。ああいう商売を中心にして人を病気にさせていくようなやり方では。血圧の数字だって今までは120とか言っていたけれど今度から基準が変わって140以上とか。1つの基準をすりかえたら健康である人が健康でなくなるような、そういう基準なんかを今までやってきたという、やっぱり社会の常識というものがいかに国際的な水準から見たら外れるかということを見たときに、その辺の問題も我々はやっぱり本当に国際標準から見てどうあるべきなのかという、そこを考えていくべき話に来ているのかなと思いますし。糖尿病だって、日本の数字と、また今度はずっと例の（聴取不能）もまた変わってきておるし、そういう意味では何かご都合主義で健康とか病人になるというようなものが、勝手にあるところからつくられてきているような感覚もあるし、そういう意味でのきちとしたものを、県民の医療の最高の場所として県病もあるべき姿を示していただかないと。福岡なんかは県病はないわけですから、うちの場合も80%は大分市の方を中心にした県病の使い方をされておるわけであってね、そういう意味での地域医療のあり方というのは、これからは経営を黒字にしたというだけでなく、質と内容を高めていく、そういう県立病院のあり方を進めてもらいたいなと思っておりますので、屋上屋を重ねますけどよろしくお願ひしたいと思います。

**古手川委員長** ほかに、ご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**古手川委員長** 今、田中委員からもお話がございましたけれども、中長期の計画の中で、

少し理想のようなものも掲げながらということも必要な部分もあるんじゃないかというふうに私も感じておりますので、そういうものも入れながら、日々の忙しさの中で課題を、そしてまた、今、病院局は改修工事もやりながらという大きな課題を抱えておりますので、皆さんと一致協力していい計画をつくり、県民の安心・安全にご尽力いただければと思います。

きょうはありがとうございました。これで病院局の審議を終わります。

よろしく願いいたします。

〔病院局退室・生活環境部入室〕

**古手川委員長** これより生活環境部関係に入ります。

本日は玉田委員、荒金委員が欠席しております。

それでは、執行部より報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

**諏訪生活環境部長** 長期総合計画における生活環境部所管の施策についてご説明いたします。

まず、お手元の資料1、A3版横長カラーの大分県新長期総合計画（素案）の概要をお願いします。

資料の中ほどの主な新規・拡充施策をごらんください。

生活環境部の主な施策、左の安心分野では、上から4つ目の丸、恵まれた環境の未来への継承のすべての主体が参加する美しく快適な県づくり（おおいたうつくし作戦）、内容については後ほどご説明いたします。1つ飛ばして、上から6つ目の丸、防災・減災対策の強化の災害に強い人づくり、地域づくりの推進と大規模災害等への即応力の強化、中央の活力分野においては、上から3つ目の丸、女性の活躍推進の女性の活躍推進と男女共同参画社会の構築でございます。

次に、資料2の46ページをお開きください。

前回7月31日のご説明からの主な変更点でございます。

新長期総合計画策定県民会議の委員から、環境と経済の好循環を図る施策の記述が必要ではないかのご意見をいただいたことから、商工労働部と協議の上、主な取り組みの①の3つ目のポツに、環境ビジネスに関するセミナーの開催及び産業廃棄物の再資源化等に対する支援の記述を追加しております。

次に、49ページをお開きください。

安心4（4）のすべての主体が参加する美しく快適な県づくりでございます。

現状と課題欄の2つ目ポツに記載のとおり、ごみゼロおおいた作戦は取り組みを開始して12年が経過したところでありますが、県民の意識も高まり大分はきれいだというような声をよく聞くようになりましたが、一方で、牽引役でありますごみゼロおおいた推進隊の構成員の高齢化等によりまして、活動が広がりにくい状況となっております。

このようなことから、ごみゼロおおいた作戦県民会議、75人の委員で構成されておりますが、この県民会議の皆さんや、先ほど言いましたごみゼロおおいた推進隊、現在165団体でしておりますが、こういう推進隊の皆さんの意見なども集約する中で、下のこれからの基本方向をまとめたところでございます。

1つ目や2つ目のポツにありますとおり、これまでのごみゼロおおい作戦の成果を生かしまして、さらにもう一段の高みを目指すために、地域活性化型のおおいをつくし作戦として深化させまして、県民意識のさらなる醸成や地域の牽引役である推進隊への若者の参加等による活性化に取り組みたいと考えております。

なお、うつくし作戦の「う」は、海、河川などの豊かな水をあらわし、「つ」は、土、大地、豊かな温泉資源など、「く」は空気、澄んだ大気など、「し」は、森林、豊かな自然の象徴などをそれぞれあらわしております。

次に、103ページをお開きください。

活力3（1）女性の活躍推進と男女共同参画社会の構築でございます。

現状と課題の2つ目のポツにも記載しておりますが、結婚や第1子出産を機に女性の約6割が退職していると言われておりますが、少子高齢化が進み労働力不足も大きな課題となる中で、地域に活力を保っていくためには女性の活躍は不可欠でありまして、就労継続ができるような保育環境の整備や再就職の支援とともに、企業経営者などの意識改革が求められているところでございます。

そのため、下の主な取り組みの①働く場における女性の活躍推進として、いろいろな取り組みをする中で、特に上から5つ目のポツにありますように、経済5団体による女性が輝くおおい推進会議の設置による女性の登用促進などを進めてまいります。

女性が輝くおおい推進会議については、前回のご説明では仮称としておりましたが、8月26日にこの発足式があり会議が立ち上がりましたので、仮称の表記を削除しております。

今後、推進会議で、参加の企業に女性の活躍についての法律もできたところですので、例えば女性の雇用率を高めるだとか、登用率を高めるだとか、あるいは働きやすい制度を導入するだとか、そういう目標を掲げてもらって実行していただくという取り組みをしていきたいと考えています。

次の104ページにも、②から④、いろいろな取り組みするように考えておりますが、部局連携はもちろんのこと、官民一体となって連携しながら女性の活躍推進を図っていききたいと考えております。

最後に資料4をお願いします。

パブリックコメントにおいて、8月28日までに寄せられた県民意見でございます。

全部で220意見ございますが、そのうち31件が生活環境部関係でありまして、環境や防災、食育などの分野に多くご意見をいただいております。具体的には、2ページ目の71から83まで、88から92、あるいは3ページの104から113が生活環境部の関係でありまして、環境分野では地球温暖化対策や自然環境の保護、防災分野では避難訓練の重要性や防災意識の啓発等についてご意見が寄せられているところです。

以上で生活環境部関係の説明を終わります。

**古手川委員長** 以上で説明は終わりました。ご意見・ご質問等ございましたらお願いします。

**田中委員** 産業廃棄物処分場の設置者と住民との協議とか、あるいはまた不法投棄とかそういうものをきちっと入れてもらって、これは大変いいことだと思います。

ただ、今まで行政に対して言い逃れをするような、こういう悪徳な産廃業者を含めてた

くさんおりますから、これは毅然とした態度で臨むと同時に少し罰則規定を厳しくしてね、やっぱり違反したら業務停止をやるとか、あるいはまた罰則金を取るとか、もう少し行政のいわゆる紋どころが目に入らぬかぐらいの威圧感がないと。何回注意したって知らぬ存ぜぬのようなふてぶてしい業者に対して、僕はそれは許しがたい行政に対する冒瀆だと思っておりますから、少し罰則規定を、現状どうなっているかは知りませんが、これはもう少し見直しながら、行政が口を（聴取不能）いたらもう到底飯を食っていけなくなるぞぐらいの威圧感がないと。私はこういう対策をとりますとかきれいごとを書いてみたって実効的なものがないと指導力には及びがたいと思いますので、ここは部長の度量と采配でひとつ、本当にさすが県のやっぱり産廃行政は厳しいぞと、それぐらいのものを示してもらいたいなということを期待しておりますから、よろしくご指導のほどお願いしたいと思っております。（「一言決意を」と言う者あり）

**諏訪生活環境部長** 今、田中委員ご指摘のとおり、やはり中には悪意をもってというような部分も感じられるような業者がおります。ですから、当然我々としては毅然とした態度で、住民目線で厳しく指導をしていくというふうなことで、今、実態としては、まず口頭指導を行いまして、その次に指導票の書面を交付します。それでも改善されない場合は、保健所の課長名で注意書を。それでも改善されない場合は、保健所長名で警告書ということで、だんだんレベルを上げていって、最後、先ほど言われたような法的に処理をするというようなことで対応しております、今も具体的にいろんなお話があれば、そこは当然住民の方に直接お話をお聞きしながら、厳しく指導して改善をしているというふうなことでございますので、今後もその辺は今ご指摘がありましたように、厳しく指導をして、周りの住民の方がいろんな被害等をこうむらないように対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**古手川委員長** 関連の中で、処分場の優良事業所ですとか、そういう形のものを啓発しようという取り組みもしていただいておりますよね。（「はい」と言う者あり）先般、会派で陳情を受けたときに、収集運搬ですとか、そういったふうな分野にもそういう業者さんの差別化、優良事業所、そういったふうな取り組みもしていただきたいというようなご要望もいただいておりますので、これはまた取りまとめてお願いをさせていただきますけれども、そういうご意見もいただいておりますので、罰すると同時に、やっぱりいい事業所はいいという形でですね。

**諏訪生活環境部長** 優良事業所認定制度、これもこととしてスタートして2年目に入ります。これをさらに拡充させて、また、対象優良業者をふやして、排出者が安心してこの業者だったら大丈夫だというようなものをふやしていって、廃棄物協会、会員もかなりございますが、その中での差別化といいますか、そういうものも図りながら、組織全体としてレベルを上げるような形で取り組んでいきたいと思っております。

**古手川委員長** はい、よろしく願いいたします。

そのほか委員の方、ございますか。

**井上委員** 今、説明があった以外のことでもいいですか。

**古手川委員長** はい、以外のことでも結構です。どうぞ。

**井上委員** 57ページの食の安全・安心の確保ということで、その目標指標の食中毒発生

件数、これは保健所のほうの関係ということだったんですけれども、これは基準値が平成26年度で11件、目標値が5年後10件以下、10年後9件以下となっているんですが、非常に目標値が基準値に近いですね。これは何か事情が、これ以上食中毒を減らすのはほとんど難しいぐらいの現状が今あるのか。もう少し減らした目標でもいいような気もするんですけれども、何かその辺の事情があればですね。

**佐伯食品安全・衛生課長** 食中毒の発生件数については、事業者には保健所等からかなりいろんな形で指導を行っておりますけれども、なかなか減らないというのが現状でございます。そうは言いながらも、しっかり目標指標としては食中毒の件数を挙げていかないとなかなか目に見えた形であらわれないだろうということで、この資料の中に目標件数を入れさせていただきましたけれども、5年に1件ずつ減るといような形でさせていただいております。やはり、事業者のレベルアップということが1番大事になってくるということのも1つですし、それから、今、原因が事業者による取り扱いが悪いがために起こる食中毒ももちろんございますが、それ以外に、食材に、例えばヒラメにクドアという寄生虫がありますけれども、養殖の段階で入ってしまうと、なかなかこれが営業者の段階で幾ら衛生的に取り扱ってもどうしようもないといような食中毒の事案もございますので、そういった原因がわからないような食中毒も最近いろんなところで出ておりますので、そういったところを加味しながら、5年に1件といようなところが、私どもとしては精いっぱいかなといふような形でこういった数字を挙げさせていただいております。

**井上委員** あと、その食中毒の場合、これは件数として数字に出てきている以外に、本当は食中毒だったんだけど表面化しなかったといような、そういうのもあるんでしょうかね、実際のところ。

**佐伯食品安全・衛生課長** 委員のご指摘のとおり、かなりの件数ございます。先ほど言いました1つの施設で嘔吐下痢症状が出たということで、1つのグループで数名、例えば10人食べて2人だけ悪かったといようなことがあって、その同じメニューを食べたほかのグループが全く症状がなかったとか、そういった事例についてはなかなか食中毒として扱うのが断定ができないようなケースが実際かなりございます。やはり食中毒として断定すると名前も公表しますし、営業停止処分等々、非常に厳しい処分を行いますので、それなりの科学的根拠がはっきり、因果関係がはっきりしないと食中毒事件として挙げませんので、ちょっと怪しいけれども食中毒事件としてまではいかないといような事案が、実際食中毒件数のやはり数倍あるといようなことがあります。

**田中委員** おおいたうつくし作戦ね、これはネーミングのつけ方もうまいし、ちょっといいなと思って、ごみゼロ作戦の（聴取不能）の内容になっておって。神戸大学の森信三教授、もう亡くなったんですが、この方が1つのごみを拾うことは人間の下座行として謙虚さをつくるのに1番いい作業だと。あと鍵山秀三郎というイエローハットの会長か社長だった人がトイレ掃除ですね、そんなものが一番人間をつくっていくのにいいんだといことを勧められて、会社なんかのバロメーターのよさを見るのにトイレに行くとか。あるいは玄関の履物のそろえぐあいとか、こういうちょっとした人間の生活の中の一部が全て美しくないといけないとい、こういう捉え方をしている方のいろんな本を読んだりとかしているわけですけど、県も今までごみゼロ作戦とか、何かこれに参加した人の人数だけとか、これも1つの指標ではあるんだけど、内容と質、県民生活の質が上がってきておるの



かなというところのチェックですよね、ここを含めていろんな面で、大きな作戦もいいんだけど、個別作戦をどう組み立てていくか、そのことによって地域が本当に美しくなっていく。そして、汚すことが何か本当に恥だという、こういうところまで持っていけるだけの運動展開をやるべきだなと思っているんですよ、いつもですね。その意味で一層のご尽力を、せっかくネーミングがいいもんですから、それに見合った内実をつくってもらいたいと希望していますのでよろしく願いしたいと思います。

**諏訪生活環境部長** 熱い思いで取り組む．．．。

**望月地球環境対策課長** 部長にかわって。田中委員がおっしゃったみたいに、今までごみゼロ作戦というのは県民総参加ということで、まずは皆さん活動に参加しましょうというのがメインでやってきたんですが、部長の説明にありましたように、かなり広がってきまして、ごみゼロおおい推進隊というのがあります。これも165できましたし、単独で行動するごみゼロ隊、これもきょう現在たしか2,793ぐらいになっています。

ただ、反省点としてことしあったのが、横の連携を県のほうが余りっていなかった。要は推進隊と推進隊の情報の共有とか、そういうのをしていなかったのが、今度はそれをメインに一生懸命やって、田中委員がおっしゃったみたいに地域の中で推進隊同士、それから、自治会とか、そういう地元に住んでいらっしゃる方々が一緒になってやっていって、それが町のにぎわいとか、さっき申し上げた地域の活性化、それにつながるような形で来年から事業を新たに展開していきたいと、それで一段高みということで申し上げさせていただきました。

また、新規事業をいろいろお願いすると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。そういうことで。

**田中委員** 本当、情熱のある人がやっていただくというのはありがたいことで、ひとつ頑張ってください。

**河野副委員長** 簡潔にお願いしたいんですが、この長計の中には余り触れられていないかと思うんですけど、今、青少年の健全育成について不安が広がっている社会情勢というのを今後どうしていくのか。ご案内のとおり、低年齢化と被害者が非常に広がっていく中であって、LINEとかの、いわゆる通信を使ったそういったもの、学校外での生活をどう見ていくのかとか、いろんな問題が浮き彫りになってきている現実があるのかとっております。それについてこの中では触れられていないんですが、今後の具体的に何か対策、対応というのは強化していく方向性があるのかどうかについてお聞かせください。

**徳野私学振興・青少年課長** ご説明します。

実は長計の部門計画で、青少年の健全育成基本計画も今作成中です。次の常任委員会で、骨子案をまたご説明させていただきますが、まず少年犯罪、今回、寝屋川の事件に関しては、被害、巻き込まれたほうですが、少年犯罪としては件数はそれほどふえておりません。横ばいです。ただ、子供が減っている中ですので、要は、それと凶悪事件、それから再犯率がふえておりますので、この辺に対しての対策を今考えているところであります。

それと、先日も対策を発表しましたが、巻き込まれないように、特に深夜外出に関しましては、条例で夜の11時から翌朝の4時まで、今、保護者、それからコンビニ等の事業者に関して制限をかけておりますので、一応そこできちんと（聴取不能）を持っていくという、この2本柱でやっております。

委員もご指摘のとおり、ネット、それからスマホ、携帯、これに関しては、やはり保護者の知識が追いついていない。それと子供たちも、ネットというのはもう、特にスマホは通話というよりは小型のパソコンです。ゲーム機も含めてもう外の世界とつながっていますので、非常に子供のころからそういう危険と隣り合わせであるということも含めて、これに関しても、もう携帯事業者とも対策会議をやっております。それから、やはりまず、子供たち、親がそういう危険をちゃんと理解するという事で出前講座もやっております。高校生とか中学生、先日もICTコンソーシアムということで、アイネスで先週の日曜日に高校生が集まりまして、それぞれがルールを決めております。こういった取り組みをもう地道に繰り返すことを今考えておりますので、また詳細につきましては、次回、常任委員会で報告させていただきます。

**河野副委員長** 中学、高校生、どんどん人が変わっていく、毎年学年が上がっていく、そういう中であって、これは継続した取り組みが非常に重要かと思っております。学校だけではなく学校外の取り組みということで、警察であるとか、民生・児童委員さんとか、いろんな社会リソースをしっかりと取り入れないと、なかなか難しい問題だなと思っておりますので、その辺の音頭取り、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

**平岩委員** 今のことに関連してなんですけど、青少年が事件に巻き込まれるということが本当に痛ましいことなんですけど、背景を探っていくと、やっぱり家庭にいられない、家庭にいたくない、家庭から何とか逃げようとしている若者の姿というのも見えてくるんですよね。だから、目の前のいろんなことをやっていく前に、家庭を築いている親たちにどう気づかせるか、親が本当に親になってもらうためにどうすればいいのかという、これは福祉との関係かもしれませんが、教育と福祉とをつなぐような、そんなことも考えていかなければいけないなあというふうに寝屋川の事件を見ながら思っていました。

それから1点、防災の関係ですが、南海トラフがいつも怖いなと思って覚悟しながら生きているんですけど、防災組織もできて、防災士も育ててふえていって、そして、防災のグッズもそろえて、いろいろやっているんですけど、実際に住民の人たちがどれくらいの意識でいるのかなというのが。実は今週の土曜日、うちの団地は防災訓練をするんです。みんなで集まってお話を聞いて、そのあと（聴取不能）をやるんですけど、360世帯ぐらいなんですけど、防災士が6人、7人いるんですよ。物すごくみんな熱心なんですけど、さあ、皆さん、こういう会をしますからと声をかけたら40人しか参加者がなかったんです。もうどうするんだとみんな愕然としているんですけど、そういう気持ちは団地でつくっていきなきゃいけないんだと思うんですけども、うちの団地は海もないし川もないし、1番怖いのは火事だけなんですよね。何かあったときに火事が起きると1番怖いなというところで、みんなでいつも考えているんですけど。

だから、やっぱりリーダーになる人たちは育っていて意識も高まるんだけど、じゃあ振り返ったら、どれだけの人がついてきているのかなというところ、ここがやっぱり私たちは大きな課題だなというのを感じていますので、もし何かいいアドバイスがあればいただきたいと思えます。

**徳野私学振興・青少年課長** 最初の話ですが、大阪の事件では、特に女の子のほうで深夜外出が常態化していて、外泊等も多いというふうな報道になっておりまして、親の意識、

それから子供自体、我々のほうもかなり衝撃を受けましたので、今、青少年対策本部、それから審議会等もございまして、そういうところは警察、福祉、それから行政は関係機関全部入っております。市町村のほうでも地域協議会というのがありまして、そこでは、児童福祉法に基づいて、いろんな警察とか教育の情報交換が進んでおりますので、大分県でもそのような事態がないように、それこそ先日の事件を受けて今徹底をしているところでございます。

**法華津防災対策室長** 委員がおっしゃったように、私どもも住民の防災意識の向上、防災行動力の向上というのが非常に課題だと認識しております。それで防災士を育成いたしまして、自主防災組織の活性化を図っているというところであります。

ちなみに昨年度の防災訓練の実施率で言いますと、津波被害が想定されている津波の浸水想定区域でありますと、自主防災組織のうち75.5%で避難訓練を実施しているんですけども、津波の被害が余りないような地域を入れますと、県下全体で44.3%ということになりますので、そういった自分たちが災害に余り遭わないんだという住民の方々の意識を今後どう上げていくのが課題と想着っていますので、その辺にも重点を置いて取り組んでいきたいと考えています。

**三浦委員** 要望ですが、大分県はまさに防災士の資格取得先進県ということで、私たちが資格を持っているんですが、資格取得だけでは全く意味がないんですね。私は議員の皆さんと一緒に県主催の防災士資格を取得したんですけども、各市町村単位で資格取得すると、各市町村ごとに当然名前が行くんですけども、私たちのように県で取得すると、私の地元日出町でいうと、日出町の名簿には入っていないという現状があります。そうすると地域によっては、資格を持っていてもそういった方が防災士の資格を持っているかどうかがわからない地域というのが絶対あると思います。日本防災士機構のほう为名簿とか管理をしていて、なかなか県とか各市町村とかに、当然ですけども誰がどこを通過して資格をとったというのは通知はできないようなので。それでは地域によっては全く意味がないというか、取っているかいないかわからない。例えば日出町はそういう状況になっていますので、ぜひその辺は。南海トラフが50年以内に90%の確率で来るというデータも出ていますので、少し働きかけをして、県内の防災士取得の方が各市町村で配置できるような、そういった仕組みづくりをぜひお願いしたいなというふうに思います。

**法華津防災対策室長** その話は先般、委員のほうからもいただきまして、日本防災士機構のほうに名簿の提供等をお願いしたんですけども、なかなか個人情報ということで提出をいただけませんでした。それで、それぞれ市町村のほうも近年防災士会というのが発足しておりますので、そういった会を通じて、市町村のほうへ登録していない防災士の方につきましても、できるだけ申し出をしていただくような取り組みを今後してまいりたいと考えております。

**三浦委員** 個人情報というのは非常にわかるんですけども、災害があったときの対応してくれる方々ということですので、そういった視点でなく、いつ何どき災害が起こったときに対応を真っ先にしていただける防災士ということで、何かうまく各市町村に張りつけができるというか、そういった仕組みが今後は必要だというふうに。ぜひ一度私も考えてみたいというふうに思いますので、一緒に検討していただきたいなと思います。

**井上委員** 防災関係でもう1つ。6月でしたか、日田、玖珠で防災訓練があつて、日田市

は私の地元のほうだったんですが、珍珠のほうは、防災ヘリはちょっと残念ながら天候の関係で来られなかったところがあったんですけど、見ていてちょっと映画を見ているような、それはそれなりのあれがありました。

もう1つは、日田市のほうは実際に地元の方が避難してきて、いろんな地震を体験する車があったり、いろんなことがあるのはあったんですけど、あのとき結構何百人か集まってきた、一応避難してきて、時間は結構3時間ぐらいあったんですかね。その中で、そういう防災訓練をしていただくことは非常にありがたいんですが、結構出てきた人たちが非常に手持ち無沙汰みたいな感じですね、せっかく防災訓練してから多くの人が出てきて、最後、パンをもらって帰ったりしたんですけど、もう少し実際に防災意識を身につけるとか、人数が多いのでなかなか難しいかと思うんですが、せっかく時間もあるし人数も多いからもう一工夫欲しいなど、そういう印象を持ちましたので、また今後ともよろしく願います。

**法華津防災対策室長** 今年度の総合防災訓練につきましては、西部地区で行うということで、実動訓練につきましては九重町、それと避難訓練と避難所の運営訓練につきましては、九重町と日田市のほうで実施をさせていただきました。

日田市につきましては、住民の方々については実際の避難をしていただきまして、委員が、住民の方が手持ち無沙汰だとおっしゃられたその時間帯は、施設のほうで避難所の開設と運営の訓練をしていましたので。また、その辺の訓練の仕方については、委員のご意見を参考にしまして、また来年度以降いろいろ考えていきたいと思います。

**井上委員** 取り組み自体は非常にいいと思いますので、ぜひよろしく願います。

**田中委員** 先ほど三浦委員がおっしゃったペーパー防災士ね、我々も防災士のこういうカード、防災士証というやつをいつも携帯しているんだけど、はっきり言ってペーパー防災士ですよ。これもさっき言ったように、実質的な訓練を1年に1回とか2回とか防災士を集めてやるぐらいのものをやっていかないと、ちょっとは知識が薄れてくる、救急のAEDでも1回やった程度でね。県議会も今度またやります。新人議員11人が取れば恐らく43人中40人は防災士になりますから。もっと、例えば小学校に行ったりとか、あるいはまた消防の方を呼んで再教育をやって、実践の中に県議会議員なり資格を持っている者が携わっていくと、こういうものをやらないと、ただ何か防災士機構かなんかの金もうけじゃないけど、試験につけてこんなカード1枚くれて、実践に役立たないものなら意味がないわけであって、それを進めていくのが防災対策室の役割だと思うんですよ。だから、名簿をくれないとかではなくて、既に佐伯市に300人とか500人の防災士がおるわけですから、防災士協会というのがあるわけだから、おたくたちがそこに行って名簿を出せと。結局、地域のいろいろなことが連携してやらなきゃならんという能動的な働きかけをしないと、何かそんな組織の中の名簿をくれという話じゃなくて、実際面、資格を持っている人がどういうふう to 活躍できるか、そういう訓練をやるか、これを課題にしてやってもらいたいなど思っているんですよ。県議会も積極的にやりたいと思っておりますから、そういう意味で協調してやりましょうよね。大事なことです。

**諏訪生活環境部長** 我々も防災士を取ってそのまんまという職員がかなりおります。せっかくの防災士をいかに活用するか。あるいはレベルを上げていくかというふうなことがやっぱり課題だというふうに思っておりますので、そこはしっかりと資質レベルを上げて。

そして実際に、自主防災組織の中で、こんな活動をしてもらおうというところもわかりやすく情報発信しながらやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

**古手川委員長** それでは、もう1点報告事項がありますので、そちらに移りたいと思います。

**佐伯食品安全・衛生課長** 続きまして、大分県食育推進条例案についてご説明します。

お手元の福祉保健生活環境委員会資料、2枚の分です。

まず1ページをお開き願います。A4横の資料です。

1の条例制定の背景であります。県では、食育基本法が平成17年に施行されてから、生きる上で基本となる食の素養を育てる食育の推進を図ってきました。現在、学校給食での地産地消の取り組みや社員食堂でのヘルシーメニューの取り組みなどが各地で芽生え始めていますが、今後さらに食育を全県的な取り組みへと広げるためには、県民みずからが実践し、食への関心を高めていく必要があります。そのため、県民運動として継続的な取り組みができるように条例制定を検討するものです。

また、本年第2回定例会一般質問におきまして、食育についてさらに推進していくべきではないかという質問に対しまして、知事からは条例制定もにらみながら推進していくと答弁をしたところです。

2の食育に関する外部の方の意見としまして、食育活動実践者、学識経験者、生産・流通関係者などで構成する県食育推進会議や県長期総合計画策定県民会議の委員から、さらなる食育の推進についてご意見をいただいております。また、県食生活改善推進協議会、母子愛育班、県栄養士会の3団体からは活動のよりどころとなる条例の制定について要望をいただいております。

3の条例の概要ですが、県民の心身の健康増進と豊かな人間形成の実現を目的として、1つ目には、県の食育の基本理念と、その実現に向けた県の責務と県民に期待される役割などを示し、協働を広く呼びかけるものです。

2つ目は、県の行う食育活動を示し、具体的な取り組みとして、おおいたごはんの日を制定し、県民運動として食育を推進するものです。また、県食育推進会議の設置及び県食育推進計画の策定を定義するものです。

3つ目は食育の裾野の広がりを重視し、環境への配慮、地産地消の推進、食文化の継承などの県民の理解と自発的な取り組みをサポートします。また、専門的な知識を持つ人材の育成と活用、生産者と消費者の交流などを支援し、食育のさらなる推進を図ります。

4の制定スケジュールですが、9月上旬から実施予定のパブリックコメントや食育推進会議におけるご意見なども踏まえまして、平成27年第4回定例会に条例案を上程し、ご審議いただく予定としております。

次に、2ページをごらんください。

ここには条例案の構成を示しておりますが、1前文、2目的、3基本理念、4責務及び役割、5基本的施策、6食育推進計画、7食育推進会議という構成としております。

以上でございます。

**古手川委員長** ありがとうございます。

ただいまの説明に関しまして何かご質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

**田中委員** これはもう大賛成で、本当に遅きに失したかなというくらいに待っていましたが、それと同時にどんなものを食べるかという食材の問題が非常にかかわってくる問題で、農薬漬けの中国産のをどんどん食べて食育なんかというと、これでは何にもならないわけであって、やっぱりどっちかというと有機農法とか、減農薬の食材を農業生産なんかでつくってもらふ必要もあるし、そここのところの抱き合わせをうまくしていかないと、食育だけが進んで、あとの食材関係は何を食べさせたらいいのかというところの問題もありますので。と同時に、やっぱり日本食、和食のすばらしさ、これなんか世界的な何かになったんでしょう、あれは。遺産、何と言うかね。和食が何か指定になったですね。

（「文化遺産です」と言う者あり）文化遺産ですか。外国人もほとんど和食を見直しているくらい大変すばらしいものがありますから、そういう面ではやっぱり食育の推進の条例をつくって、そこがやっぱり母体となって頑張っていたいただきたいなと思っておりますので、これは大いにやってください。お願いします。

**古手川委員長** ほかにございますか。そのほか生活環境部に関しまして、何かご意見ご質問等がございましたら。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**古手川委員長** それでは、これで生活環境部関係の審議を終わりたいと思います。

冒頭で諏訪部長がおっしゃいましたように新長期総合計画、非常に各分野とも、ある意味細かく追い込みながら、そしてまた大きな長期の計画でという形で進めていただいております。部長おっしゃいましたように部局のまず連携、それと官民一体となってという部分で、よりいいものを進めていただきたいと思えますし、また、短期的なことは速やかに、そして中長期的なことは大きな視点に立った中で、そういう形で進めていただければと思いますので、我々議会としましても、一緒になって頑張っていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。きょうはありがとうございました。お疲れさまでした。

〔生活環境部退室〕

**古手川委員長** 少し時間が下がっておりますけど、もう1点きょう協議していただきたい事項がございます。常任委員会の活動についてということであります。

前回の委員会でご説明しておりますけれども、議会改革活性化の中で、議長、議運の委員長のほうから、常任委員会において特定のテーマを設定して、参考人制度の積極的な活用ですとか、関係機関への要望活動、もしくはまた地域に出かけて広く意見を聞く、そういうふうな積極的な形で常任委員会の活動をより進めてほしいというお話をいただいております。

そうした中、本委員会として、これからの活動の中でその辺をどういうふうに織り込んで活動していけばいいかなということで、きょう委員の皆様からご意見をお聞かせいただければというふうに思っておりますが。

〔委員協議〕

**古手川委員長** きょうはフリートーキングでいろんなご意見をいただいたので、またそれを少し整理しながら、どういう形がいいかちょっと整理をして、その上でまた皆さんにお諮りしたいと思っておりますので。

じゃ、きょうの委員会はこれで終わりにします。お疲れさまでした。ありがとうございました。